

## 引き続き検討を行う論点（中間とりまとめからの抜粋）と議論の進め方

項目	現状と対応
<p><b>(1) 解体・改修工事開始前の調査</b> 電球や窓ガラスの交換等建材を全く損傷することのない方法で解体等を行う場合等の事前調査の在り方については、引き続き検討を行う。</p>	本日検討
<p><b>(2) 解体・改修工事開始前の届出</b></p> <p><b>ア 計画届の対象拡大</b></p> <p>○ いわゆるレベル2の石綿含有保温材等の除去等作業については、石綿則第5条の規定により、作業開始前までの届出が義務となっているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらの建材についても除去等作業時の措置としては、いわゆるレベル1の石綿含有吹付け材と同様の隔離措置が原則必要となっていること</li> <li>・隔離からの漏えい事案が確認されていること</li> </ul> <p>等から、隔離措置等の徹底を図るため、いわゆるレベル2の除去等作業についても、安衛法第88条に基づく計画届の対象に変更することについて、引き続き検討を行うこと。</p>	検討・合意済 ※前回の検討会で計画届の対象に変更することで合意
<p><b>(3) 隔離作業に係る措置</b></p> <p><b>ア 仕上塗材に対する措置</b></p> <p>○ 仕上塗材については、石綿則においては施工方法によって規制内容が異なっており、吹付施工されたものはレベル1建材としての規制、吹付施工以外の方法で施工されたものはいわゆるレベル3建材としての規制となっている。</p> <p>○ しかしながら、仕上塗材の除去等の作業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工方法で石綿等の飛散性が異なるものではないこと</li> <li>・いずれの施工方法による仕上塗材についても、レベル1建材ほど高濃度の石綿等が飛散しない状況が見られることから、来年2月を目途に、国において仕上塗材の除去作業における飛散状況及びこれに対する対策を検証した上で、必要な措置について、引き続き検討を行うこと。</li> </ul>	次回検討 ※国による飛散状況等の検証を踏まえ検討
<p><b>(4) 隔離を必要としない作業に係る措置</b></p> <p><b>ア 湿潤化が困難な場合の措置</b></p> <p>○ いわゆるレベル3建材の切断等の作業に労働者を従事させる場合であって、建材を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、石綿則第13条の規定により、湿潤化を行わなくてもよいこととされている。しかしながら、技術の進展に伴い、湿潤化と同等の効果が期待できる方法（除じん装置付き電動工具の使用）があることから、来年2月を目途に国において当該方法の効果を検証した上で、湿潤化が著しく困難な場合の代替措置とするべきか、引き続き検討を行うこと。</p>	次回検討 ※国による飛散状況等の検証を踏まえ検討

<p><b>(5) 解体・改修工事に係る管理体制</b></p> <p><b>ア 現場における安全衛生管理体制</b></p> <p>○ 石綿則第 19 条及び第 20 条の規定に基づく石綿作業主任者の選任や職務の遂行、第 40 条の規定に基づく健康診断の実施などが十分に実施されていない事例が散見されることから、石綿作業主任者の選任の徹底や能力の確保・向上に向けた取組や、適切な施工を確保するため、必要な能力を有する事前調査者の育成・確保、現場の主任技術者等に対する石綿に関する知識の向上に向けた取組について、引き続き検討を行うこと。</p>	<p>検討・合意済 ※前回の検討会で石綿に関する工事計画を策定する者、工事現場全体を施工管理する者に講習の受講を促進・推奨すること等で合意</p>
<p><b>イ 労働者に対する教育の充実</b></p> <p>○ 作業者が適切に石綿則に基づく措置を着実に実施するよう、教育の充実を図ることについて、引き続き検討を行うこと。</p>	<p>本日検討</p>
<p><b>(6) 事業者に対する指導等</b></p> <p><b>ア 関係情報の公開等</b></p> <p>○ 石綿等の除去作業に関して法令違反を繰り返す事業者の公表などを行うこと、また、石綿則に基づく届出の徹底や解体業者のばく露防止対策の徹底を図る観点から、個人情報保護等の観点にも留意しつつ、届出内容等について積極的に公開することについて、引き続き検討を行うこと。</p>	<p>本日検討</p>
<p><b>(7) 大気汚染防止法等との連携</b></p> <p>環境省の中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会においても、今後の石綿飛散防止の在り方について検討が行われており、10月21日に開催された小委員会において、検討のとりまとめとして答申案が示された。この答申案に盛り込まれた以下の論点を含む事項についても、今後検討を行うこと。</p> <p><b>ア 隔離空間からの石綿等の漏えいの監視</b></p> <p>○ 答申案の中で、レベル1・2の石綿含有建材の除去を行う隔離場所からの石綿の漏えい監視を強化するため、「集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすこと」とされた。</p> <p>○ 石綿則第6条の規定では、漏えい監視のため、①隔離場所において始めて作業を行う場合に、作業開始後速やかに集じん・排気装置の排出口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること、②その日の作業開始前に、負圧に保たれていることを点検すること、とされているが、確認の頻度を増やすとの環境省の方針も踏まえ、漏えい監視の在り方について検討を行うこと。</p> <p>(注) 今後の石綿飛散防止の在り方については、「中間とりまとめ」公表後、1月24日付けで中央環境審議会から答申が示されたところ。</p>	<p>次回検討 ※環境省における検討を踏まえ検討</p>